

## 東海市ホテル等の誘致に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市ホテル等の誘致に関する条例（平成28年東海市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 条例第4条の規定による認定を受けようとするホテル等事業者は、認定申請書（様式第1）に次の各号に掲げる交付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) ホテル等新設交付金及びホテル等増設交付金 次に掲げる書類

ア ホテル等事業者の概要書

イ 法人登記事項証明書又は住民票抄本

ウ 定款又は規約

エ 土地の登記事項証明書又は借用契約書の写し

オ 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項の確認済証の写し

カ ホテル等の見取図、施設配置図及び施設平面図

キ ホテル等の建築費（ホテル等増設交付金に係る申請の場合にあっては、増設に係る建築費）の見積書の写し

ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) ホテル等事業運営交付金 次に掲げる書類

ア ホテル等事業者の概要書

イ 法人登記事項証明書又は住民票抄本

ウ 定款又は規約

エ 認定を受けようとするホテル等事業者がホテル等新設交付金の交付対象ホテル等事業者として認定を受けた者と異なる場合にあっては、当該認定を受けた者との当該ホテル等の運営に係る契約関係を証する書類

オ 下水道使用料を負担する者を証する書類

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる交付金の種類の区分に応じ、当該各

号に定める日までに行わなければならない。

- (1) ホテル等新設交付金及びホテル等増設交付金 法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受ける日
  - (2) ホテル等事業運営交付金 当該ホテル等の事業を開始した日から起算して60日を経過する日
- 3 市長は、第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付対象ホテル等事業者として認定し、認定通知書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

（交付申請）

第3条 条例第5条の規定による交付金の交付を受けようとする認定ホテル等事業者（条例第8条に規定する承継があつた場合は、当該承継をした者を含む。以下同じ。）は、交付申請書（様式第3）に次の各号に掲げる交付金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) ホテル等新設交付金及びホテル等増設交付金 次に掲げる書類
    - ア 市税の完納証明書
    - イ 固定資産税・都市計画税課税明細書及び償却資産申告書の写し
    - ウ 土地を借り受ける場合にあつては、固定資産公課証明書の写し
  - (2) ホテル等事業運営交付金 次に掲げる書類
    - ア 市税の完納証明書
    - イ 水道料金及び下水道使用料の完納証明書
    - ウ 下水道使用料の額を証する書類
- 2 前項の規定による申請は、条例第6条に規定する交付金の交付期間内における各年度（以下「交付金の各交付年度」という。）の2月末日までに行わなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、提出期限を延長することができる。
- 3 市長は、第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第4）を認定ホテル等事業者に交付するものとする。

（交付金の交付時期）

第4条 市長は、交付金の各交付年度の末日までに、当該年度分の交付金を交付する

ものとする。ただし、前条第2項ただし書の規定により提出期限を延長した場合は、別に定める期日までに交付金を交付するものとする。

(届出)

第5条 認定ホテル等事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに届出書(様式第5)に当該事項を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ホテル等の事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 合併、相続、譲渡等による承継があったとき。
- (3) ホテル等の客室の数が50室(当該認定ホテル等事業者がホテル等事業運営交付金の認定ホテル等事業者であり、当該ホテル等の客室の数が100室以上であるときは、100室)を下回ったとき。
- (4) ホテル等の増設をした場合にあつては、増設した部分に係る客室の数が10室を下回ったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(認定の取消通知)

第6条 市長は、条例第9条の規定により認定を取り消したときは、速やかに認定取消通知書(様式第6)を認定ホテル等事業者に交付するものとする。

(交付金の交付停止通知)

第7条 市長は、認定ホテル等事業者が条例第10条各号(第5号を除く。)の規定のいずれかに該当するときは、交付金の交付を停止し、速やかに交付停止通知書(様式第7)を認定ホテル等事業者に交付するものとする。

(交付金の返還命令等)

第8条 市長は、条例第10条の規定により交付金を返還させるときは、速やかに交付金の交付を受けた認定ホテル等事業者に対し、返還命令書(様式第8)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 条例第10条第6号の規定に該当することにより、前項の規定による返還命令を受けた認定ホテル等事業者は、当該返還命令に係る交付金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該交付金の額に年2.7パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を納付しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

認定申請書

年 月 日

（宛先）東海市長

（申請者）住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

印

電話番号

東海市ホテル等の誘致に関する条例第4条の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

ホテル等の名称		
ホテル等の所在地		
交付金の種類	<input type="checkbox"/> ホテル等新設交付金 <input type="checkbox"/> ホテル等増設交付金 <input type="checkbox"/> ホテル等事業運営交付金	
ホテル等新設交付金及びホテル等増設交付金	区 域	<input type="checkbox"/> 市内の鉄道駅から1キロメートル以内の区域 <input type="checkbox"/> 幹線道路に面する区域 <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める区域
	建 築 費	円
	客 室 の 数	全体客室数                      室（うち増室                      室）
ホテル等事業運営交付金	ホ テ ル 等 の 運 営 形 態	直 営                      ・                      その他（                      ）
事業開始（予定）日	年                      月                      日	
担当者の所属、氏名及び電話番号		

様式第2（第2条関係）

認定通知書

第 号  
年 月 日

様

東海市長



年 月 日付けで申請のありました交付金の交付対象ホテル等事業者の認定については、東海市ホテル等の誘致に関する条例第4条の規定に基づき、次のとおり認定します。

認定の年月日及び番号	年 月 日 認定第 号		
交付金の種類			
ホテル等の名称			
ホテル等の所在地			
交付金の交付年度	ホテル等新設交付金及びホテル等増設交付金	年度 ~ 年度	
	ホテル等事業運営交付金	年 月分～	年 月分（ 年度）
		年 月分～	年 月分（ 年度）
		年 月分～	年 月分（ 年度）
		年 月分～	年 月分（ 年度）
		年 月分～	年 月分（ 年度）
		年 月分～	年 月分（ 年度）

様式第3（第3条関係）

交付申請書

年 月 日

（宛先）東海市長

（申請者）住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

印

電話番号

東海市ホテル等の誘致に関する条例第5条の規定による交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

認定の年月日及び番号	年 月 日 認定第 号	
交付金の種類	<input type="checkbox"/> ホテル等新設交付金 <input type="checkbox"/> ホテル等増設交付金 <input type="checkbox"/> ホテル等事業運営交付金	
交付年度	年度	
交付金の申請額	円	
新設又は増設に係る固定資産税額及び都市計画税額	土地	円
	家屋	円
	償却資産	円
	合計	円
下水道使用料	年 月分～ 年 月分 円	
交付金の振込先	金融機関名	
	預金種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ)

様式第4（第3条関係）

交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

東海市長



年 月 日付で申請のありました交付金の交付については、東海市  
ホテル等の誘致に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり交付します。

認定の年月日及び番号	年 月 日 認定第 号
交付金の種類	
交付年度	年度
交付金の額	円
交付金の交付日	年 月 日

注 交付申請書の記載内容に変更があった場合は、直ちに報告してください。



様式第5 (第5条関係)

届出書

年 月 日

(宛先) 東海市長

(届出者) 住所  
 氏名 ㊟  
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
 名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

東海市ホテル等の誘致に関する条例施行規則第5条各号の規定に該当することとなつたため、同条の規定に基づき、次のとおり届出します。

認定の年月日及び番号		年 月 日 認定第 号	
交付金の種類	<input type="checkbox"/> ホテル等新設交付金 <input type="checkbox"/> ホテル等増設交付金 <input type="checkbox"/> ホテル等事業運営交付金		
ホテル等の名称			
ホテル等の所在地			
届出事由		<input type="checkbox"/> 事業の廃止又は休止 <input type="checkbox"/> 承継 <input type="checkbox"/> 客室の数の減少 <input type="checkbox"/> その他 (        )	
事業の廃止又は休止をした場合	事業の廃止又は休止の種別及び年月日	廃止    年 月 日 休止	
	事業の廃止又は休止の理由		
承継をした場合	承継の年月日	年 月 日	
	承継理由		
	承継者	住所(所在地)	
		氏名 (名称及び代表者の氏名)	
客室の数が減少した場合	減少期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	減少理由		
その他の場合	届出事由が発生した理由		

様式第6（第6条関係）

認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

東海市長



東海市ホテル等の誘致に関する条例第9条各号の規定に該当すると認めため、同条の規定に基づき、次のとおり認定を取り消します。

認定の年月日及び番号	年 月 日 認定第 号
交付金の種類	
ホテル等の名称	
ホテル等の所在地	
取消理由	

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東海市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東海市を被告として（訴訟において東海市を代表する者は、東海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記注1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7（第7条関係）

交付停止通知書

第 号  
年 月 日

様

東海市長



東海市ホテル等の誘致に関する条例第10条各号の規定に該当すると認めため、東海市ホテル等の誘致に関する条例施行規則第7条の規定に基づき、次のとおり交付金の交付を停止します。

認定の年月日及び番号	年 月 日 認定第 号
交付金の種類	
ホテル等の名称	
ホテル等の所在地	
交付停止理由	

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に東海市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に東海市を被告として（訴訟において東海市を代表する者は、東海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記注1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 8 (第 8 条関係)

返還命令書

第 号  
年 月 日

様

東海市長



東海市ホテル等の誘致に関する条例第 10 条各号の規定に該当すると認めため、東海市ホテル等の誘致に関する条例施行規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり交付金の返還を命じます。

認定の年月日及び番号	年 月 日 認定第 号
交付金の種類	
ホテル等の名称	
ホテル等の所在地	
返 還 額	円
(内訳)	
納 期 限	年 月 日
返 還 理 由	

注 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に東海市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に東海市を被告として（訴訟において東海市を代表する者は、東海市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記注 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 東海市ホテル等の誘致に関する条例第 10 条第 6 号の規定に該当することにより、交付金の返還命令を受けた場合は、東海市ホテル等の誘致に関する条例施行規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該返還命令に係る交付金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該交付金の額に年 2.7 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を納付する必要があります。